

第1回介護保険運営協議会

練馬区における
これからの地域ケアについて考える

ルーテル学院大学
教授・学術顧問 市川一宏

I) 今までの 地域の生活課題(再掲)

1. 地域福祉問題の顕在化

① 2025年問題

団塊の世代が後期高齢者となり、かつ高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が増加する結果、特に都市部において社会的支援を必要とされる方々が明らかに増える。

② 8050問題

同居している80歳代の親と50歳代の子どもの問題である。子どもは長くひきこもり状態にあり親がその生活を支えていたが、年を重ねる中で、親が高齢になり生活能力が低下し、ケア等のさまざまな問題を抱える。同時に子どもも生活困窮の問題を抱える。

③ 高齢者と貧困

＜生活保護受給者・世帯について＞

令和元年10月、生活保護受給の高齢者世帯は89.7万世帯、受給世帯総数の55.5%を占めている。うち、91%が単身世帯。

＜新型コロナの影響を受けた世帯への「緊急小口資金」「総合支援資金」特例給付＞

特例貸付の相談の内、高齢者の相談・申請の割合は、65歳以上で見ると全体の22%、75歳以上の後期高齢者で見ると全体の2%、80歳を超える方もおられる。

④ひきこもり

内閣府は3月29日、自宅に半年以上閉じこもっている「ひきこもり」の40～64歳が、全国で推計61万3千人いるとの調査結果を発表した。7割以上が男性で、ひきこもりの期間は7年以上が半数を占めた。15～39歳の推計54万1千人を上回り、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になった。中高年層を対象にしたひきこもりの調査は初めて。①ひきこもりを、自室や家からほとんど出ない状態に加え、趣味の用事や近所のコンビニ以外に外出しない状態が6カ月以上続く場合と定義。専業主婦・主夫は過去の同種調査では含めなかったが、今回は家族以外との接触が少ない人はひきこもりに含めた。②ひきこもりになった年齢は60～64歳が17%で最も多かったが、20～24歳も13%、③きっかけは「退職」が最多で「人間関係」「病気」が続いた。40～44歳の層では就職活動の時期にひきこもりが始まった人が目立つ。④ひきこもり期間は「3～5年」が21%で最多。7年以上となる人が合計で約5割を占め、「30年以上」も6%いた、子供の頃からひきこもりの状態が続く人のほか、定年退職により社会との接点を失うケースがあることがうかがえる。⑤暮らし向きを上・中・下の3段階で聞いたところ、3人に1人が下を選択。家の生計を立てているのは父母が34%、自身が30%、配偶者が17%で、生活保護は9%だった。悩み事に関して「誰にも相談しない」という回答が4割を超えた。調査時期の違いなどはあるものの、内閣府では15～39歳も合わせた引きこもりの総数は100万人を超えるとみている。(日本経済新聞)

Ⅱ) コロナ禍における 現状認識(再掲) ⇒ 今までの問題が深刻化

新型コロナウイルスが拡大する4月より6月中旬まで、小金井市・調布市・三鷹市・武蔵野市・東京都と情報交換の場を設けてきました。また4区市と都の介護保険事業計画の作成に関わってきました。それらを踏まえて、報告させていただきます。

1. 高齢者・家族等が直面する生活課題

① 着実に進行し、悪化する高齢者の疾病・ADLの状況、生活状況

- ・電話やベルによる現状把握には限界があり、フレイル等の実際の状態が把握できない。深刻な状況の進行している危険性がある。
- ・コロナウイルスの感染を恐れ、外出を控えている高齢者が自宅で転び、骨折をするケースが増えていると言われている。

② 増加する要介護者

- 医療が必要な高齢者が受診を控え、重度化する危険性がある。
また、認知症高齢者が定期受診を控え、症状の悪化が予想される。

③ 増加する家族の介護負担

- 要介護者を介護していた家族が感染した場合の濃厚接触者である要介護者への対応はどうか。また、介護負担の増加による8050問題が顕在化している。

④ 増加する孤立状態にある高齢者

- 介護予防につながる活動の場、地域の仲間づくりの場がなくなるか、減ることによって、高齢者の社会的なつながりが切れてしまった。介護を有する高齢者と介護者とがなくなる事態も起こっている。

2. 事業者・地域福祉活動が直面する課題

① 事業者が直面する事業継続の危機

利用者が外出自粛及び自主的にサービス利用を、在宅給付事業所の収入が減少し、経営の状況が悪化している。通所型では、職員または利用者に陽性が出たということで休業するケースもあり、特に区部が多い。6月以降利用が安定しつつあるも試行錯誤の状態。

東京都では、地域密着とショートの影響が大きい。

② 従事者の日々の仕事に影響する感染症の危機

高齢者に感染させてはいけないと、従事者は日々緊張して仕事についている。しかし、コロナ対応がいつまで続くのか、どこまでやればいいのか、また検査を受けることが容易ではなく、事業所職員の体力的、精神的な負担が重くのしかかっている。

③ 特別養護老人ホーム等における集団感染の危機

地域全体の問題として対応を考える必要がある。

④ 地域福祉活動の中止、撤退等に見る孤立の危機

ふれあいいきいきサロン、見守り活動等のインフォーマルケアで活動を休止しているところも多い。その結果、通ってきた高齢者の孤立の問題が顕在化してきたことに留まらず、活動団体の基盤が揺らいで、活動を開始することが難しくなっている場合もある。

Ⅲ) 取り組むべき地域ケ アの優先課題

1. 基本的な考え方

コミュニティの再生

自らの働き
を問い直す

● 地域・地域ケア
のあるべき姿を
● 描く

協働した働きを
始める

自らの働きを問い直す コロナによって、様々な活動が止まり、孤立等の問題が深刻になった。改めて働きの意味・目標を確認し、可能な方法を見いだすことが必要である。

あるべき姿を描く 今日、地域共生社会づくりが目標とされ、実際に、各地域において、取り組まれてきた。今、改めて問われている。「何をしたいか」「何ができるか」「何が求められているか」

協働した働きを始める これからの勝負は、コミュニティの再生。様々な方法を開発し、地域にある資源を掘り起こし、今まで築いた協働の働きをしたい。



新型コロナウイルスの広がり、今までの関係を打ち砕き、不安、恐怖、不信、怒りを生み出し、負の連鎖が広がってきています。だからこそ、私は、大切なもの、大切なことを守る決意が必要だと思えます。私は、その中に「人への思いやり」を加えたい。そして、新型コロナウイルスの脅威にさらされている私たちだからこそ、今、すべきことを考え、今できることを実践していきたいと思っています。

<自らの働きを問い直す>

そのために、まず、私たちが、日々の働きの意味を問い直すことが必要です。確かに、コロナウイルスによって、様々な支援が止まりました。その結果、大切なFACE to FACEの関わりができにくくなってきました。そのことによって、互いの心の交流ができなくなり、支援してきた方々が生活困難のただ中に置かれてしまったならば、今までの関わりが大切であったことを意味します。何としても関わりを再生するか、それに代わる行動を生み出していかなければなりません。私たちは、何をすべきか、コロナに問われているのではないのでしょうか

<地域・地域ケアのあるべき姿を描く>

今、孤立、貧困、虐待、自殺、認知症や要介護状態にありケアを必要とする人々が着実に増加しています。しかし、これは今に始まったことでなく、より明らかになったのです。そして今、生活の拠点であるコミュニティを再生しないと、コロナの予防・対応もできません。感染を恐れ、懼った人の非難・排除、最前線で対応している医療や福祉従事者に及ぶ中傷は互いの存在を認め合ったコミュニティがいたる所で寸断されている証拠です。自分たちが目指してきた地域・地域ケアを再確認し、これからの地域・地域ケアを再構築していきたい。福祉の役割は、ケアに留まらず、地域における絆を再生させることだと思っています。それがなければ、孤立への対応ができません。<協働した働きを始める⇒これからの勝負は、コミュニティをどのように再生するか>

ならば、より多くの方と協働して、その防止と対応に取り組む機会が生まれたと考えたい。様々な関わりの方法を開発し、地域にある資源を掘り起こし、相互の関わりを取り戻すことが急務であると思います。

2. 具体的な取り組みのための6段階

第1段階

地域の状況を把握し、明確化する

第2段階

協議のテーブルを定め討議方針を確認する

第3段階

目指す地域・地域ケアを描く

第4段階

地域の資源を確認し、取り組みを決める

第5段階

それぞれの役割を確認(6W,2H)

第6段階

実施⇒評価⇒実施⇒評価



第1段階 地域の状況を把握し、明確化する

高齢者の安否確認、現状把握のための仕組み作り

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯で、サービス未利用者、市の緊急通報システム事業利用者（慢性疾患のある方）、要介護1・2の認定者を対象とした確認

A 住民のニーズ把握

B ケアラーのニーズ把握と支援

検討課題

①ニーズの発見のための多様な方法が開拓されているか。

施策1の練馬区の取り組みは、練馬区が目玉であると思います。ただ、規模が大きい故にソフトのモデルの提示と実施が必要。

②相談を受けとめる窓口が住民の身近にあるか。

③ワンストップの相談窓口が住民に周知されているか。

④わかりやすい情報内容、多様な提供システムが築かれているか。

⑤関係者が得たニーズ情報、ニーズへの対応等の必要な情報が、担当責任部署に集約され、関係者間で共有し、必要な時に活用されているか。

施策 1

元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の一体的な推進

目標

元気で意欲のある高齢者が働き続けられるよう、また、生きがいを持って積極的に社会参加できるように、高齢者が就労・地域活動等で活躍できる仕組みや、身近な場所で健康づくり・介護予防・フレイル予防に取り組める環境を整備します。

主な取組事業

① 「高齢者みんな健康プロジェクト」の実施

- ・後期高齢者糖尿病重症化予防事業
- ・フレイル予防訪問相談事業
- ・健診未受診者等訪問

現況（令和2年度末見込み）

—

令和3～5年度の事業目標

実施

② 「街かどケアカフェ」の充実

現況（令和2年度末見込み）

- (1)出張所跡施設等活用 2か所
- (2)地域サロン活用 3か所増（累計22か所）
- (3)出張型街かどケアカフェ 実施（25か所）

令和3～5年度の事業目標

- (1)出張所跡施設等活用 充実
- (2)地域サロン活用 充実
- (3)出張型街かどケアカフェ 充実

計画：施策1

元気高齢者の活躍と健康づくり・ 介護予防の一体的な推進

主な取組事業

③ 「はつらつシニアクラブ」の充実

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
・参加者 年間986人／26回 実施会場 18か所 ・「ねりまちウォーキングクラブ」の実施 実施回数4回（4か所）	・参加者 年間1,800人／36回 実施会場 18か所 ・「ねりまちウォーキングクラブ」の実施 実施回数8回（4か所）

④ フレイルサポーター育成・支援事業

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
—	実施

⑤ シニアセカンドキャリア応援事業

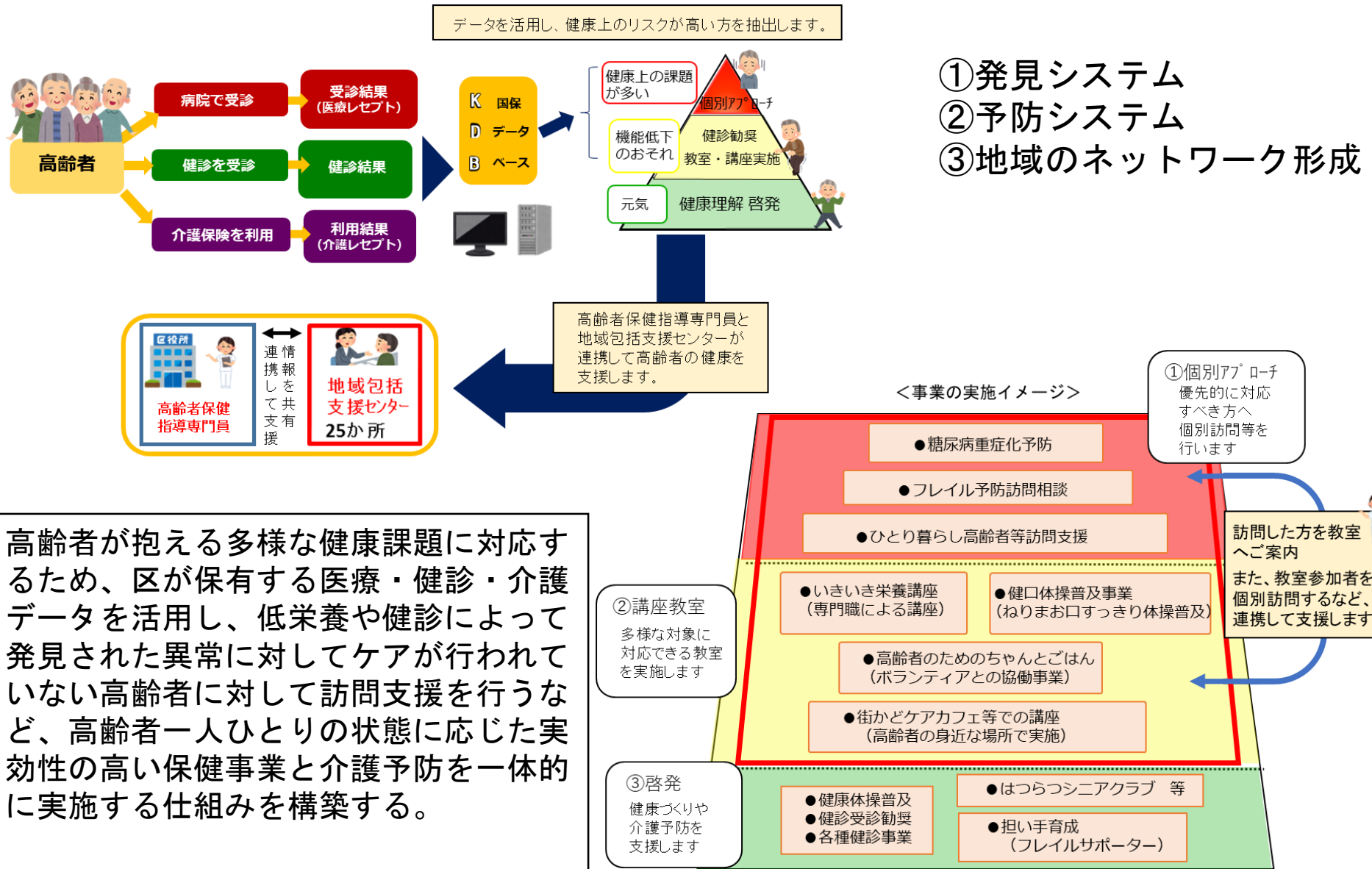
現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
起業支援セミナーの実施 1回／年 受講者18人／年	実施

⑥ 加齢性難聴対策事業

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
—	実施

「高齢者みんな健康プロジェクト」

■ 「高齢者みんな健康プロジェクト」実施イメージ



高齢者みんな健康プロジェクトの特長

1 データを活用して 専門員が個別に訪問

5月下旬
から

管理栄養士・歯科衛生士・保健師の資格を持つ「高齢者保健指導専門員」が医療機関の受診記録や健診の結果を活用して、対象となる方を個別訪問します。

※法改正により、区が医療・健診・介護などのデータを活用して訪問できるようになりました。

※個別訪問の際には、事前にお知らせします。



2 一人ひとりに合わせて 医療機関や介護予防教室などを案内

専門員が地域包括支援センターと連携して、医療機関への受診や、地域で開催する介護予防・栄養講座などを案内します。

〈例えば…〉



糖尿病やその疑いがある方、
低栄養状態の方



医師による治療や
栄養講座への参加



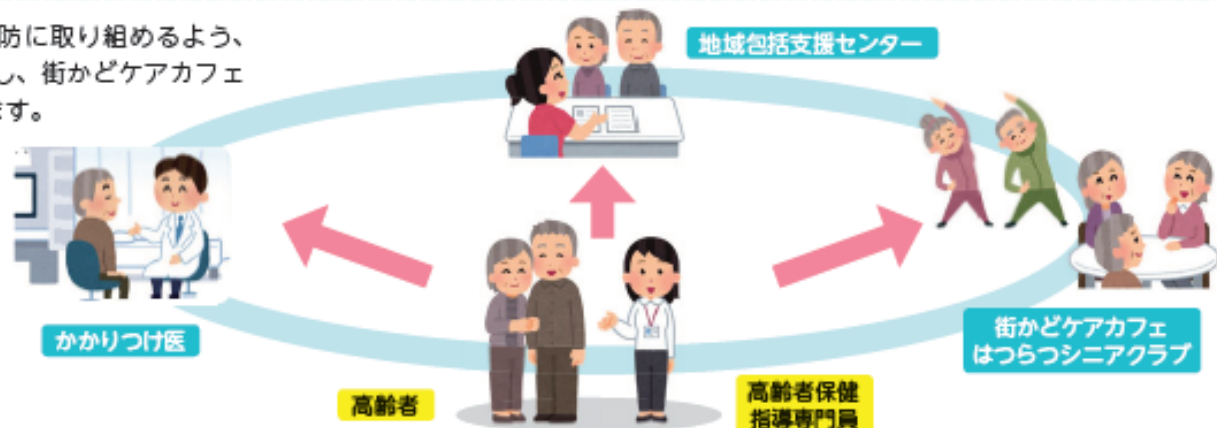
健診未受診の方



受診を促し、生活習慣病
などを早期に発見

3 その後も 関係機関と連携して継続的に支援

地域で継続的に介護予防に取り組めるよう、専門員が関係機関と連携し、街かどケアカフェなどの健康教室を案内します。



(1)区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、区に配置する高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実施します。高齢者保健指導専門員が、個別訪問や、教室事業等の案内など、高齢者一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

- ・健診結果等から糖尿病の重症化のおそれがある高齢者に対し、高齢者保健指導専門員による訪問相談を実施し、医療機関への受診のほか、栄養士や地域ボランティアによる栄養講座への参加を働きかけます。

- ・身体機能低下の傾向が見られる高齢者に対し、高齢者保健指導専門員による訪問相談を実施し、低栄養や口腔機能の低下を防ぐ相談支援を行います。また、「街かどケアカフェ」等と連携し、訪問相談後も継続してフレイル予防に取り組めるよう健康教室などを実施します。「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」の対象者のうち、医療や健診の情報がなく、健康状態を把握できない高齢者に対して、高齢者保健指導専門員が地域包括支援センターの訪問支援員に同行し、健康状態の把握や受診勧奨等の必要な支援を行います。

(2)交流・相談・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」を、地域サロンの活用や敬老館の機能転換により増設します。地域団体や区民に身近な事業者と連携して、「街かどケアカフェ」等の高齢者の通いの場の充実に取り組みます。

第2段階：協議のテーブルを定め討議方針を確認する。

検討課題 1. 協議体の目的を明らかにする。情報を共有することによって、①ニーズを総合的に把握し、評価すること（ニーズ評価）②地域住民、民生委員、ボランティア活動を含む、地域の社会資源の確認、開発すること（社会資源の確認・開発）③関係機関、ボランティア団体およびボランティアのそれぞれの役割を明確にすること（役割分担）④クライアントとサービス、ボランティア活動を結び付ける有効な方法を模索してケアプランを策定すること（ケアプランの策定）⑤相互の理解を基礎にした連携を促進すること（ネットワーク）⑥中心的な担当者を決定すること（キイパーソン）⑦保健医療福祉のネットワークのモデルを提案すること（ネットワークモデルの提案）⑧ニーズが時間とともに変化していくという認識を前提に、利用者のニーズを定期的に把握し、サービスの適切な運営を見守ること（モニタリング）⑨ニーズとサービスの再評価を行うこと（再評価）⑩連携をすすめていくために必要な共通のデータ様式を作成する等の条件整備をはかっていくこと（条件整備）である。それらのいずれかを、もしくは複数の目的を掲げ、運営される。

2. 運営の仕方を検討する。①定期的な運営、②日常的な連絡等の随時、臨機応変な運営（電話、個別面接相談等）③緊急時の運営

3. 相応しい実施・運営責任を考える。①行政等の決定権限をもった機関が運営、②社協が中心となる運営、③医師会等の団体、事業者・実施機関が中心の運営、④ボランティア団体、民生委員協議会等が中心の運営

練馬区生活支援体制整備事業実施要綱

第2条 練馬区(以下「区」という。)は、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワークの構築等(以下「コーディネート業務」という。)を行う「**生活支援コーディネーター**」(以下「コーディネーター」という。)を地域の実情に応じて配置し、またはそのコーディネート業務を委託することができる。

2 コーディネーターは、**地域包括支援センター等と連携し**、地域の高齢者の日常生活ニーズ調査および地域資源の状況を把握することとともに、以下の取組を総合的に支援・推進するものとする。**(1) 地域の高齢者支援のニーズと資源の見える化および問題提起、(2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、(3) 関係者のネットワーク化、(4) 生活支援サービスの担い手の養成およびサービスの開発** (省略)

(多様な担い手の育成) 第3条 区は、区民を主体とした地域での支え合い活動を推進するため、高齢者等でボランティアを希望する者に対し、多様な生活支援サービスの担い手を育成するための研修を実施するものとする。 2 コーディネーターは、区および関係者と連携して、**前項**の研修を修了した者の活動を支援するものとする。

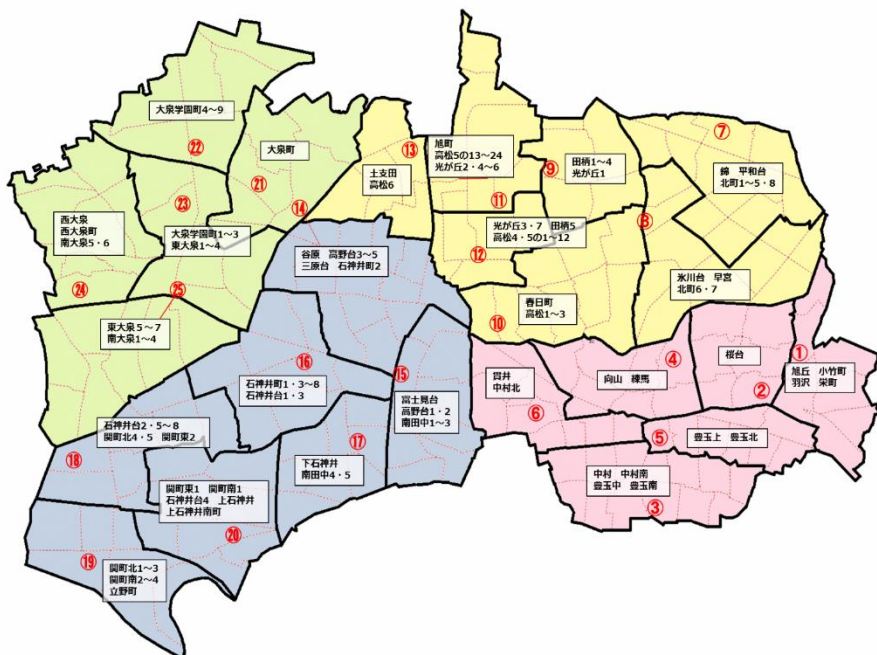
(協議体) 第4条 区は、コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有および連携・協働による資源開発等を推進することを目的としたネットワークとして「**協議体**」を設置する。

2 協議体を構成する者は、行政機関、コーディネーター、その他関係者等地域の実情に応じたものとし、準備段階として「研究会」を設置することができる。

地域包括支援センター

○ 地域包括支援センターは、現在、区内25か所に設置されています。今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年に向け、より身近で相談しやすい窓口としていくため、区立施設への移転、地域包括支援センターの増設、担当区域の見直し等を行います。

● 地域包括支援センター配置図



※令和3年3月、8番「練馬キングス・ガーデン地域包括支援センター」および、12番「高松地域包括支援センター」を移転し、名称をそれぞれ「北町はるのひ地域包括支援センター」「光が丘南地域包括支援センター」に変更しました。

※合わせて光が丘圏域の担当区域を変更しました。

練馬圏域	
①第2育秀苑	所在地：羽沢2-8-16 担当地域：旭丘、小竹町、羽沢、栄町
②桜台	所在地：桜台1-22-9 担当地域：桜台
③豊玉	所在地：豊玉南3-9-13 担当地域：中村、中村南、豊玉中、豊玉南
④練馬	所在地：練馬2-24-3 担当地域：向山、練馬
⑤練馬区役所	所在地：豊玉北6-12-1 担当地域：豊玉上、豊玉北
⑥中村橋	所在地：貫井1-9-1 担当地域：貫井、中村北

光が丘圏域	
⑦北町	所在地：北町2-26-1 担当地域：錦、北町1～5・8、平和台
⑧北町はるのひ	所在地：北町6-35-7 担当地域：氷川台、早宮、北町6・7
⑨田柄	所在地：田柄4-12-10 担当地域：田柄1～4、光が丘1
⑩練馬高松園	所在地：高松2-9-3 担当地域：春日町、高松1～3
⑪光が丘	所在地：光が丘2-9-6 担当地域：光が丘2・4～6、旭町、高松5丁目13～24
⑫光が丘南	所在地：光が丘3-3-1-103 担当地域：高松4・5丁目1～12、田柄5、光が丘3・7
⑬第3育秀苑	所在地：土支田1-31-5 担当地域：土支田1～4、高松6

石神井圏域	
⑭練馬ゆめの木	所在地：大泉町2-17-1 担当地域：谷原、高野台3～5、三原台、石神井町2
⑮高野台	所在地：高野台1-7-29 担当地域：富士見台、高野台1・2、南田中1～3
⑯石神井	所在地：石神井町3-30-26 担当地域：石神井町1・3～8、石神井台1・3
⑰フローラ石神井公園	所在地：下石神井3-6-13 担当地域：南田中4・5、下石神井
⑱第二光陽苑	所在地：関町北5-7-22 担当地域：石神井台2・5～8、関町東2、関町北4・5
⑲関町	所在地：関町南4-9-28 担当地域：関町北1～3、関町南2～4、立野町
⑳上石神井	所在地：上石神井1-6-16 担当地域：上石神井、関町東1、関町南1、上石神井南町、石神井台4

大泉圏域	
㉑やすらぎミラージュ	所在地：大泉町4-24-7 担当地域：大泉町
㉒大泉北	所在地：大泉学園町4-21-1 担当地域：大泉学園町4～9
㉓大泉学園	所在地：大泉学園町2-20-21 担当地域：大泉学園町1～3、東大泉1～4
㉔南大泉	所在地：南大泉5-26-19 担当地域：西大泉、西大泉町、南大泉5・6
㉕大泉	所在地：東大泉1-29-1 担当地域：東大泉5～7、南大泉1～4

練馬区 における
第1層～第3層と
いうモデルをどの
ように考えるか。
そしてそれぞれの
圏域におけるキイ
パーソン・生活支
援コーディネーター
等の専門職の配
置等のモデル図を
作成していくことが
今後必要では？
ここでは、社協の取
り組みを紹介します。
孤立等の問題が深
刻化した今日、練馬
版の地域包括ケア
システムを検討す
る意味はあると思
います。

練馬区社会福祉協議会マップ

～お気軽にご相談ください～

かたくり福祉作業所
ジョブサポートかたくり
大泉町3-27-10

大泉ボランティア・地域福祉推進コーナー
東大泉2-8-7

石神井障害者地域生活支援センター「ういんく」
石神井町7-3-28石神井保健相談所1階

白百合福祉作業所
石神井町5-13-10

関町ボランティア・地域福祉推進コーナー
関町1-7-14関町リサイクルセンター1階

かたくり福祉作業所出張所
大泉町1-34-72

光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナー
光が丘2-9-6光が丘区民センター6階

豊玉障害者地域生活支援センター「きらら」
豊玉北5-15-19豊玉すこやかセンター6階

生活サポートセンター
豊玉北5-12-1 練馬区役所西庁舎3階

総務係

お問い合わせ (代表) ☎176-0012 練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階 TEL:03-3992-5600

ボランティア・地域福祉推進センター

権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

練馬障害福祉人材育成・研修センター

練馬区障害者就労支援センター「レインボーワーク」

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会 ※口は向住所です。
☎176-0012 練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階
<http://www.neri-shakyo.com/> E-mail: info@neri-shakyo.com

- 経営管理課**
- 総務係 TEL.03-3992-5600 FAX.03-3994-1224
 - 福祉資金担当 TEL.03-3991-5560 FAX.03-3994-1224
 - 白百合福祉作業所 ☎177-0041 練馬区石神井町5-13-10
TEL.03-3995-7796 FAX.03-3997-3866
 - かたくり福祉作業所 ☎178-0062 練馬区大泉町3-27-10
TEL.03-5387-4610 FAX.03-5387-4612
 - ジョブサポートかたくり ☎178-0062 練馬区大泉町3-27-10
TEL.03-5935-6698 FAX.03-5387-4612
 - かたくり福祉作業所出張所 ☎178-0062 練馬区大泉町1-34-12

- 障害者就労・生活支援課**
- 豊玉障害者地域生活支援センター「きらら」(水祝 休み)
☎176-0012 練馬区豊玉北5-15-19豊玉すこやかセンター6階
TEL.03-3557-9222 FAX.03-3557-2090
 - 石神井障害者地域生活支援センター「ういんく」(火祭 休み)
☎177-0041 練馬区石神井町7-3-28石神井保健相談所1階
TEL.03-3997-2181 FAX.03-3997-2182
 - 練馬障害福祉人材育成・研修センター
TEL.03-3993-9985 FAX.03-3994-1224
 - 練馬区障害者就労支援センター「レインボーワーク」
TEL.03-3948-6501 FAX.03-3994-1224

公式フェイスブック



- 地域福祉課**
- ボランティア・地域福祉推進センター
TEL.03-3994-0208 FAX.03-3994-1224
 - 光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナー (土日祝 休み)
☎179-0072 練馬区光が丘2-9-6光が丘区民センター6階
TEL&FAX.03-5997-7721
 - 大泉ボランティア・地域福祉推進コーナー (日月祝 休み)
☎178-0063 練馬区東大泉2-8-7
TEL.03-3992-2422 FAX.03-3922-2412
 - 関町ボランティア・地域福祉推進コーナー (水日祝 休み)
☎177-0051 練馬区関町北1-7-14 関町リサイクルセンター1階
TEL.03-3929-1467 FAX.03-3929-1497
 - 権利擁護センター「ほっとサポートねりま」
TEL.03-5912-4022 FAX.03-3994-1224
 - 生活サポートセンター
☎176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 西庁舎3階
TEL.03-3993-9963 FAX.03-3993-1180

みんなが主役！わたしたちがつくるまち

地域福祉活動計画は？

私たち一人ひとりがどのように地域づくりを進めていくかを確認しあうための計画です。

誰もが住みなれた地域で安心して生活することができるようにするためには、地域のつながりが大切です。

それぞれの立場や役割の中でできることを行うことで、それぞれの生き方を支えあい地域のつながりがつくれます。

～つながりのある地域をめざして～

地域のさまざまな人たちが参加し、

地域福祉活動計画をつくりました。

つながりのある地域づくりをどのように進めていくかを地域のことをよく知っている人たちと話し合いを重ねました。



第5次地域福祉活動計画では、地域住民である「キーパーソン」「ネリーズ」と社協の職員が担う「地域福祉コーディネーター」が協働して地域づくりを進めます。



地域福祉
コーディネーター

第5次計画では、**キーパーソン**が、ネリーズや地域福祉コーディネーターと連携して地域の課題を解決するための仕組みづくりを進めます。

キーパーソンは、
どんな人？



地域住民の中には、身近な人の変化に気を配り、何かしたいと考え、解決につなげようとする人たちがいますよね。そんな方達を私たちは**キーパーソン**と呼んでいます。このような人の力を地域の力へつなげる方法があるといいですね。

地域福祉
コーディネーター



地域福祉
コーディネーター

第5次計画も**ネリーズ**の取り組みを続けます。ネリーズの気持ち“ネリーズマインド”を広げ、地域の解決力を一緒に高めましょう！

ネリーズは、
どんな人？



ネリーズとは…

日々の暮らしの中で、近隣の方たちとつながっていくことで、ゆるやかに見守りあい、暮らしやすい地域づくりを目指す地域のみなさんのことです。

地域福祉
コーディネーター



第4次計画から始まった**ネリーズ**の取り組みが、地域に広がり、地域住民の気づきの共有が進んでいると思います。この取り組みは、永く続けていけると良いですね。



ネリーズ



キーパーソン

様々な分野の関係機関や団体、地域住民をつなげ、地域課題の共有や解決に取り組む、**地域福祉コーディネーター**の存在は欠かせません。

地域福祉コーディネーターは、
どんな人？



地域住民のみなさんが、活躍できるようにお手伝いする「地域のつなぎ役」である社協の職員です。第5次計画では、一人ひとりの生活範囲に応じたエリアを柔軟に捉えアプローチを進めます。



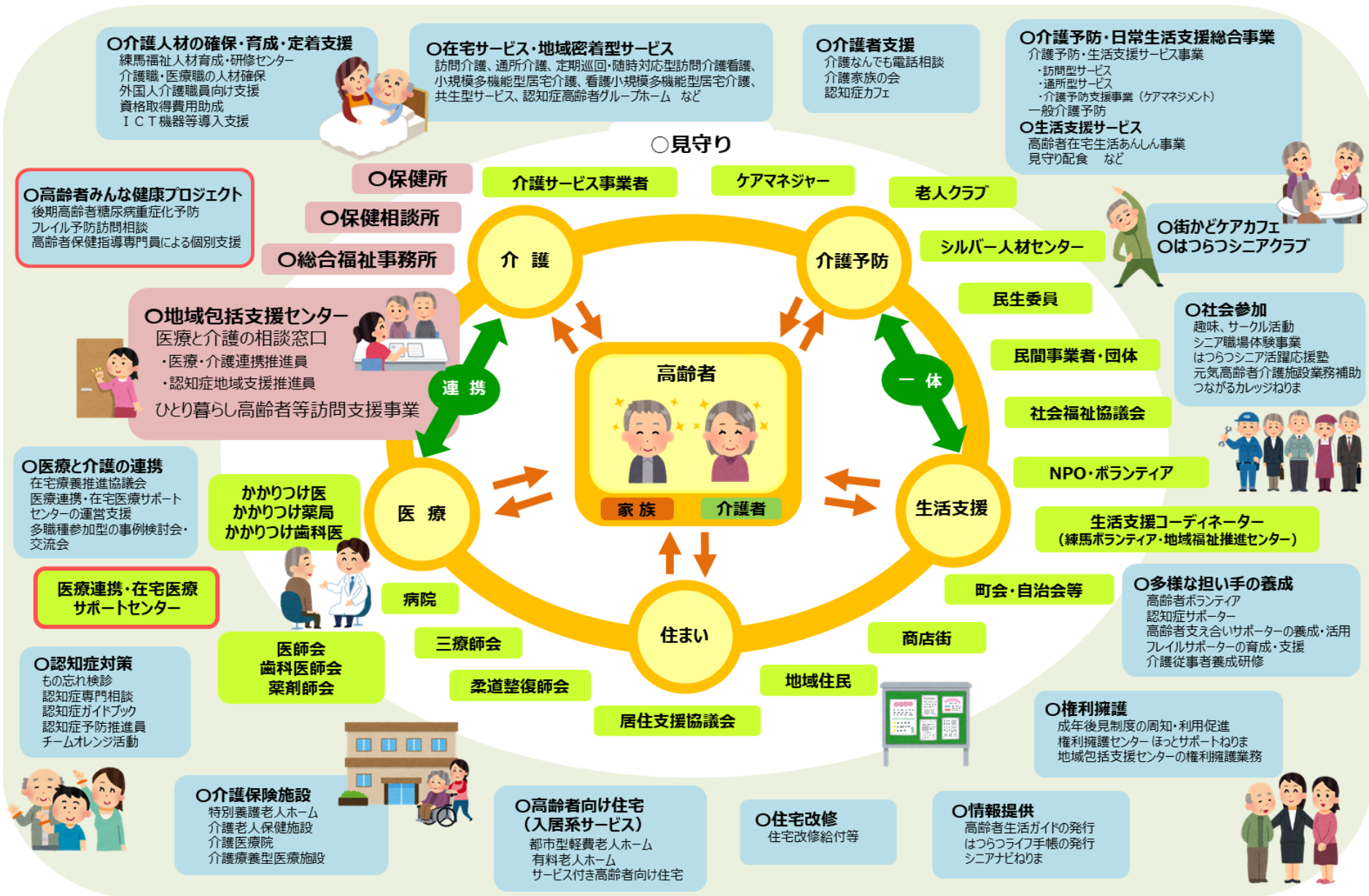
地域福祉
コーディネーター

キーパーソン・ネリーズ地域福祉コーディネーターの協働にはどんな活動があるのか、次のページで活動例をみてみよう！



★「社会福祉協議会(社協)」は、地域福祉を推進する団体として、社会福祉法に位置づけられています。誰もが住み慣れたまちで安心して生活できる「福祉のまちづくり」を目指して、様々な活動を行っています。

第3段階区の地域包括ケアシステムのイメージ図



練馬区地域包括ケアシステム 元気な状態～要介護状態のサービスの流れ

元気な状態

いつまでも元気で自立した生活を送るためには、体を動かすこと、家の外に出て人と交流することが重要です。身近な地域で気軽に参加できるよう支援します。

健康不安～要支援状態

不安なときや、日常生活で手助けが必要になったとき、できないことを補うだけでなく、できることを続け、増やすようにし、自分らしい生活を送れるよう支援します。

要介護状態

ご本人の状態や希望に合う介護サービスを利用することで、認知症や要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。

元気な状態

現在 約12.5万人

健康不安～要支援状態

現在 約0.9万人

要介護状態

現在 約2.6万人

地域包括支援センター（25か所）



・在宅生活を継続するための関係機関との連携
・総合相談 ・情報提供

連携

連携

かかりつけ医

- ・日常の診療
- ・健康診査
- ・健康相談

かかりつけ歯科医

かかりつけ薬局

病院

在宅支援診療所

訪問診療

1 介護予防の場の利用

交流の場

- 街かどケアカフェ
- いきがいデイサービス
- はつらつセンター・敬老館

活動の場

- 生活支援コーディネーター（練馬ボランティア・地域福祉推進センター）
- シルバー人材センター
- 町会・自治会
- 老人クラブ
- 認知症サポーター
- つながるカレッジねりま
- シニア職場体験事業
- はつらつシニア活躍応援塾
- 高齢者支え合いサポーター

身体機能の維持

- はつらつシニアクラブ
- 練馬区オリジナル三体操
- ねりまちウォーキングクラブ

高齢者の健康支援

- 高齢者みんな健康プロジェクト

2 生活機能の低下を補うサービスの利用

生活支援サービス・見守り事業

- ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業
- 高齢者在宅生活あんしん事業
- 介護予防・生活支援サービス
- 見守り配食
- お困りごと支援事業
- シルバーサポート
- 自立支援用具の給付
- ごみ収集支援（戸別訪問収集等）
- 権利擁護センターほっとサポートねりま

ニーズに応じた住まいの選択

- 都市型軽費老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 居住支援（保証料助成制度）
- 住まい確保支援（空き室情報の提供）
- シルバーピア

3 介護サービスの利用

ケアマネジャー

在宅系サービスの利用

- 訪問介護
- デイサービス
- ショートステイ
- 訪問看護
- （看護）小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 など

施設系サービスの利用

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 認知症高齢者グループホーム など

※状態別の人数は令和2年9月末時点の要介護認定者数、地域包括支援センターの数は令和3年3月現在です。

入院～在宅療養のサービスの流れ（医療と介護の連携）

「発症・受傷」急性期の治療を支える

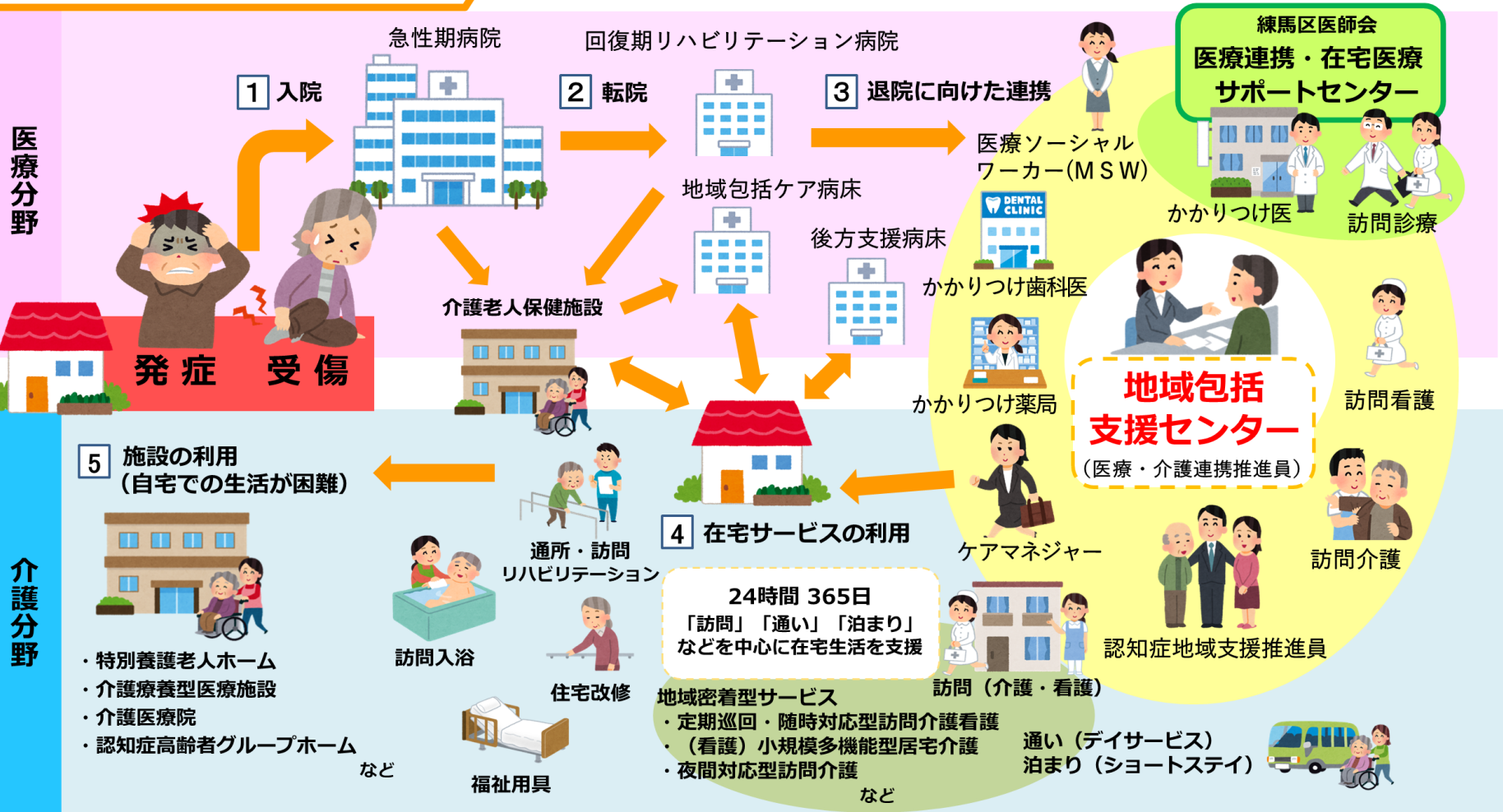
要介護状態に至った主な原因は、「脳卒中」が17.3%と「認知症」に次いで多く、転倒・骨折が14.3%と続いています。急激な症状に対する治療は急性期病院で受け、状態が安定したら回復期リハビリテーション病院等に転院し、自宅での生活に向けた日常生活の訓練を行います。

「自宅に帰りたい」を支える

医療と介護の両方が必要となっても、住み慣れた自宅で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターが中心となり、医療・介護の関係機関が連携を図りながら、チームで療養生活を支援します。

「在宅療養・介護」を支える

介護を受けるご本人、家族が安心して在宅生活を続けられるよう、地域包括支援センターや医療連携・在宅医療サポートセンター、医療・介護の関係機関が連携し支援します。自宅での生活が困難な場合は、地域の施設への入所を支援します。



第4段階 地域の資源を確認し、取り組みを決める

＜孤立を防ぐ様々な方法の開拓＞

- ・食の確保、服薬や医療、外出状況（フレイル、閉じこもりの状況把握）
- ・支援者の有無等の把握を行うために、必要に応じた自宅訪問
- ・訪問ができない場合には、電話、必要な情報の自宅への配布、牛乳の配達、事業者との見守り協定、民生委員児童委員活動・見守り活動のバックアップと連携、認知症サポーター等の活動へのバックアップと連携等、あらゆる可能性を模索する。

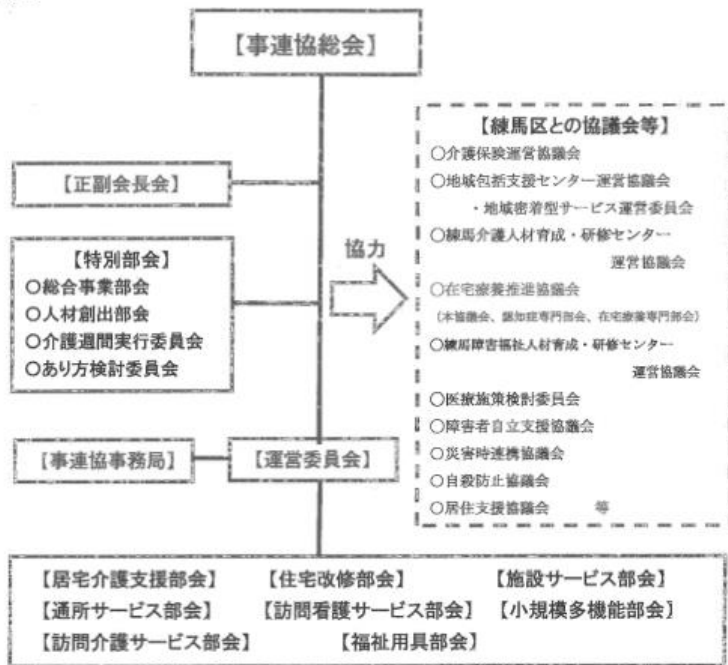
＜従来のサロン活動、健康体操等の介護予防、生活支援サービスの再建＞これは、地域福祉、福祉のまちづくりの再建そのものでもあります。なお、活動を再開するにはかなりの力量が必要で、支援を不可欠です。

第5段階 それぞれの役割を確認(6W, 2H)

＜接ぎ木方式＞練馬区という大規模の自治体は既存の団体、協議体との協働した取り組みが不可欠。これが新たな公の形成。それぞれの強みを共有し、課題を補う。

○練馬区介護サービス事業者連絡協議会

【組織図】



令和3年7月20日現在の会員数は、正会員 172法人 521事業所、賛助会員 69法人 146事業所 計 241法人 667事業所

- ・介護人材確保セミナーにおける講師派遣
- ・介護職員就職相談・面接会への参加
- ・介護従事者養成研修への協力（講師派遣、ブース出展）
- ・資格取得助成金事業等、区の介護人材確保事業の周知。また、介護保険運営協議会においても7名の委員を推薦

＜市川の評価＞①政策提言能力、②プラットフォーム、③人材の継続雇用に貢献、④極めて小規模だが、手作りの本来のケアを行っている団体の支援

第5次地域福祉活動計画の体系図

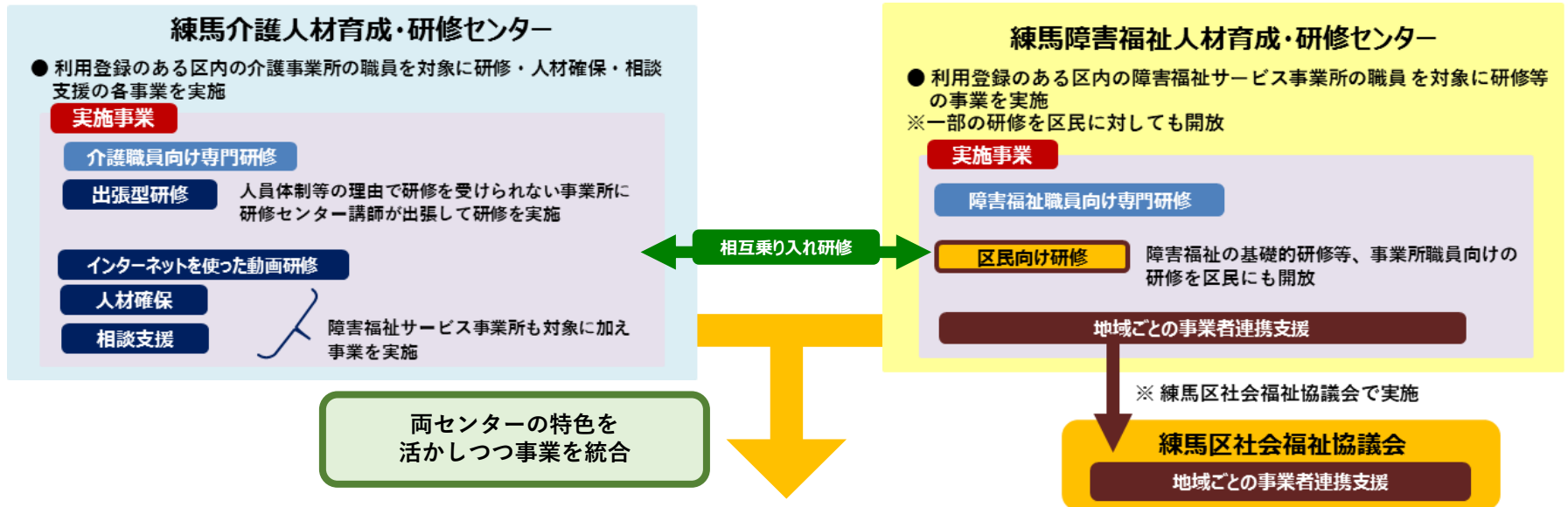


第4章

※3 地域の個別の課題に気づき、何とかしたいと考え、解決につなげようとする地域のみなさん
 ※4 日々の暮らしの中で、近隣の方たちとつながっていくことで、ゆるやかに見守り合い、誰にとっても暮らしやすい地域づくりを目指している地域のみなさん
 ※5 住民や団体、関係機関と情報交換や連携し、住民の支えあいを広げ、住民のみなさんが活躍できるようにお手伝いをする「地域のつなぎ役」である社協の職員

○研修センター事業の統合

■研修センター事業の統合 イメージ



○区は、練馬介護人材育成・研修センターと練馬障害福祉人材育成・研修センターとともに、それぞれの分野の人材確保・育成・定着支援を進めてきました。障害がある高齢者の増加や高齢者に占める後期高齢者の割合の上昇、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加により、老老介護やダブルケア、8050問題など、高齢者の生活上の課題は複合化・複雑化しています。

○区は、こうした現状を踏まえ、練馬福祉人材育成・研修センターを設置し、両研修センターの事業を統合します。新研修センターでは、各分野の専門研修に加え、職員のメンタルケアや感染症対策等の共通課題への対応や、地域共生社会に対応する研修カリキュラムの充実を図り、高齢者等の複合化・複雑化した支援ニーズへの対応力を強化します。（令和3年度設置、令和4年度一体化実施）

○医師会

○民生委員児童委員協議会・老人クラブ・町会・シルバー人材センター等との具体的な協働を図る。

第6段階 実施⇒評価⇒実施⇒評価というサイクルの中で、新たな生活文化を創り上げていく

コロナ等の感染症と共存するには、感染予防および感染時対応が急務とされます。

- ・ 要介護者の介護をしている家族の感染時対応
- ・ 施設内における集団感染の予防・対応
感染予防物資の提供、購入経費の補助
- ・ パーソナルなケアをしている従事者の健康チェックの支援 社会福祉施設等における従事者のPCR検査の支援
 - ・ 感染予防
福祉施設感染予防アドバイザー
感染予防の専門職を施設へアドバイザーとして派遣し、各施設の感染症対策の強化を支援する
施設入所者のPCR検査の支援
- ・ 地域福祉活動を支援する感染予防の支援
各活動者及び団体に対し、活動環境の整備を含めた助言を行う
体制の整備

⇒1本の木を植えなければ砂漠の緑化は始まらない。

高齢者福祉分野での主な取組⇒コロナ禍における新たな支援文化の形成

○ 区は高齢者・障害者へのサービス確保のため、以下の感染症対策を実施しました。

取 組	概 要
①介護等従事者への支援	緊急事態宣言の発令中に、事業を継続してサービスを提供した、介護・障害・子ども分野に従事するエッセンシャルワーカー(※)へ、区独自の特別給付金を支給。また、新型コロナウイルス感染症に感染した家族介護者に代わって、自宅に残された要介護者や障害者にサービスを提供する従事者の特殊勤務手当の補助を創設。
②介護・障害福祉サービス事業所向け 感染予防動画研修の実施	事業所への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、練馬介護人材育成・研修センターと連携して、インターネットを活用した感染症対策に係る動画研修を実施。
③社会福祉施設におけるPCR検査経費 の補助	特別養護老人ホームなどの施設における感染拡大防止策と円滑なサービス提供との両立を支援し、継続的なサービス提供を確保するため、施設が独自に実施する新規入所者へのPCR検査経費の補助を実施。
④福祉施設感染予防アドバイザーの派遣	特別養護老人ホームなどの高齢者や障害者等の入所系施設に対し、感染予防の専門家を派遣し、各施設の感染症対策の強化について助言を実施。助言内容を事例集にまとめて区内事業所に周知するとともに、施設以外の事業所に対しては、感染症対策集合研修を実施。
⑤感染予防物資購入経費の補助	区内の介護事業所や障害福祉サービス事業所等でマスクやアルコール等の感染予防物資を備蓄するための初期経費の補助を実施。
⑥介護保険施設等における職員の相互 派遣体制の構築	特別養護老人ホームなどの高齢者や障害者等の入所系施設で、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い従事する職員が不足した場合の、区内の施設間で職員を派遣する応援体制を構築。
⑦ワクチン接種のための専管組織を設置、 ワクチン接種の「練馬区モデル」を公表	新型コロナウイルスワクチン接種のための専管組織「住民接種担当課」を設置。約250か所診療所での個別接種を基本に、集団接種会場で保管して、短期間で接種を完了させる「練馬区モデル」を公表。

※医療・介護など、私たちの日常生活を維持するために必要不可欠な仕事を担う労働者

その他の主要な施策

以下は掲示のみに留め、会議で具体的に検討していくことになると思います。

施策 2

ひとり暮らし高齢者等を支える 地域との協働の推進

目標

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談支援体制を強化するとともに、地域全体での見守りや支え合いの輪を広げます。

主な取組事業

① 地域包括支援センターの移転・増設・担当区域の変更

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
2か所移転	移転、増設、担当区域の見直しの実施

② ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
全面実施（地域包括支援センター25か所） 訪問件数 10,547件	実施

③ 認知症対応研修の実施による地域の見守り体制の強化

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
実施	実施

施策 3

認知症高齢者への支援の充実

目標

認知症とともに希望をもって日常生活を送れるよう、区民や関係機関の協力を得て、認知症高齢者とその家族を支えます。

主な取組事業

① もの忘れ検診

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
—	実施

② 認知症専門病院との連携

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
2か所	2か所

③ 認知症サポーターの活用（チームオレンジ活動の実施）

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
認知症サポーターの養成とチームオレンジ活動の準備	実施

施策 4

在宅生活を支える医療と 介護サービス基盤の整備

目標

要介護状態になっても、安心して希望する在宅生活を続けることができるよう、相談体制の充実や在宅医療と地域に根ざした介護サービスの環境を整備し、関係者間の連携強化を図ります。

主な取組事業

① 看護小規模多機能型居宅介護の整備

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の整備目標	令和7年度までの整備目標
定員116人（4か所） ※新規整備87人分（3か所）	定員257人（9か所） ※新規整備141人分（5か所）	定員344人（12か所） ※新規整備228人分（8か所）

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の整備目標	令和7年度までの整備目標
13か所 ※新規整備4か所 （サテライト型事業所）	16か所 ※新規整備3か所 （サテライト型事業所含む）	17か所 ※新規整備4か所 （サテライト型事業所含む）

③ 認知症高齢者グループホームの整備

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の整備目標	令和7年度までの整備目標
定員599人（35か所） ※新規整備36人分（2か所）	定員698人（40か所） ※新規整備99人分（5か所）	定員752人（43か所） ※新規整備153人分（8か所）

施策 4

在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備

主な取組事業

④ 医療連携・在宅医療サポートセンターの運営支援

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
—	実施

⑤ 練馬光が丘病院跡施設における医療・介護の複合施設の整備

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
運営事業者決定	工事

⑥ 練馬福祉人材育成・研修センターの設置

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
—	実施（令和3年度）

⑦ 練馬介護人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業の統合

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の事業目標
—	実施（令和4年度）

施策5 介護保険施設等の整備と住まいの確保

目標

高齢者が自らの状況に応じた選択ができるように、介護保険施設等の整備と住まいの確保を進めます。

主な取組事業

① 特別養護老人ホームの整備

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の整備目標	令和7年度までの整備目標
定員 2,245人（32施設）	定員 2,868人 ※新規整備 633人分	定員 2,868人 ※新規整備 633人分

② ショートステイの整備

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の整備目標	令和7年度までの整備目標
定員 372人（37施設）	定員 452人 ※新規整備 80人分	定員 452人 ※新規整備 80人分

③ 都市型軽費老人ホームの整備

現況（令和2年度末見込み）	令和3～5年度の整備目標	令和7年度までの整備目標
定員 250人（13施設）	定員 330人 ※新規整備 80人分	定員 370人 ※新規整備 120人分

施策 6

介護の現場を支える 総合的な人材対策の推進

目標

介護の現場を支える多様な人材の参入、活躍を促進するとともに、質の高い介護サービスを提供する人材の育成と定着を支援します。

主な取組事業

① 区民向け介護基礎研修の実施

現況（令和2年度末見込み）

—

令和3～5年度の事業目標

実施

② 介護従事者養成研修

現況（令和2年度末見込み）

年3回実施 修了者150人

令和3～5年度の事業目標

年4回実施 修了者200人

③ 離職した介護職員等の復職支援

現況（令和2年度末見込み）

—

令和3～5年度の事業目標

実施

④ 外国人介護職員向け支援

現況（令和2年度末見込み）

- ・日本語インストラクター養成研修
- ・外国人介護職員受入支援セミナー 参加者 計14名

令和3～5年度の事業目標

実施

施策 6

介護の現場を支える 総合的な人材対策の推進

主な取組事業

⑤ 学生や教職員への介護職の魅力発信事業



現況（令和2年度末見込み）

令和3～5年度の事業目標

—

実施

⑥ インターネットを使ったオンライン研修

現況（令和2年度末見込み）

令和3～5年度の事業目標

4回／年

充実

⑦ 研修受講料・資格取得費用助成

現況（令和2年度末見込み）

令和3～5年度の事業目標

利用者 400人／年

〔内訳〕

(1)介護福祉士資格取得費用助成 70人／年

(2)介護職員初任者・実務者研修受講料助成
200人／年

(3)（主任）ケアマネジャー資格更新研修受講料助成
130人／年

(1)介護福祉士資格取得費用助成 充実

(2)介護職員初任者・実務者研修受講料助成 充実

(3)【新規】生活援助従事者研修 実施

(4)（主任）ケアマネジャー資格更新研修受講料助成
実施